

議案第 55 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 664,576 円を支払う。

2 相 手 方 住 所 大阪市淀川区西宮原 2 丁目 6-16

氏 名 株式会社 山吉

代表取締役 吉安 清剛

3 事 案 概 要 平成 30 年 12 月 14 日（金）午前 11 時 30 分頃、交野市松塚 48 番 23 号先、市道松塚 1 号線において、市が管理する街路樹の枝等が道路上にせり出した状態であったため、走行中の相手方車両（高所作業車）が枝等に接触し、車両デッキ部分を損傷させたもの。

なお、事故の責任割合は、本市 60%、相手方 40%とし、相手方車両の修理等に要する費用のうち、その責任割合に応じた費用を負担する。

4 そ の 他	相手方車両修理費等	1,107,626 円
	上記修理費等に係る本市責任額（60%）	664,576 円
	道路賠償責任保険額	664,576 円
	市持出額	0 円

令和元年 6 月 5 日提出

交野市長 黒 田 実